

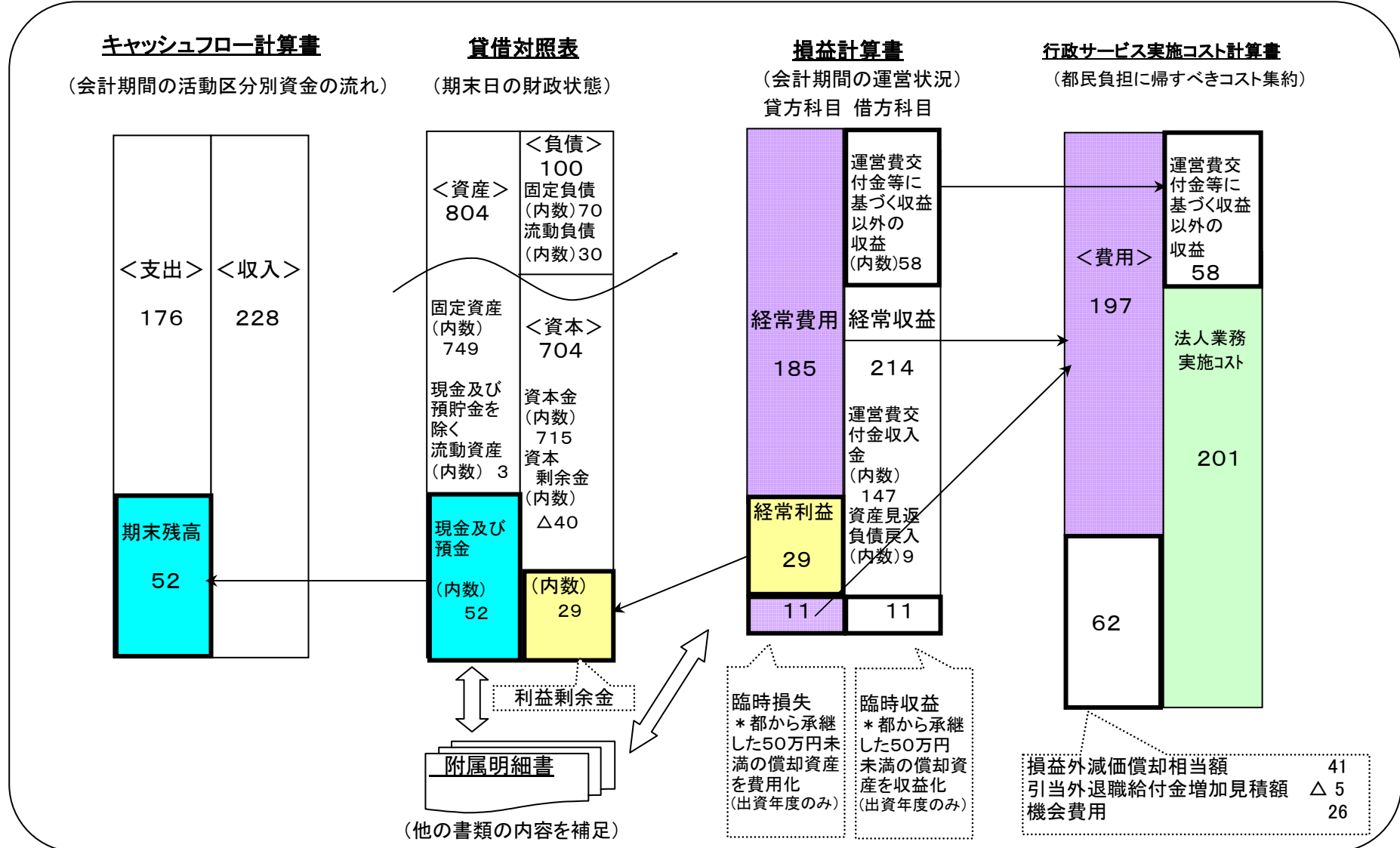
平成17年度 公立大学法人首都大学東京の財務諸表について（概要）

1 公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の財務諸表の取り扱いについて（地方独立行政法人法第34条）

- (1) 法人は、毎事業年度終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成17年度財務諸表等の概要及び相互関連図

（単位：億円）



平成17年度剰余金の概要及び利益処分案について

損益計算書

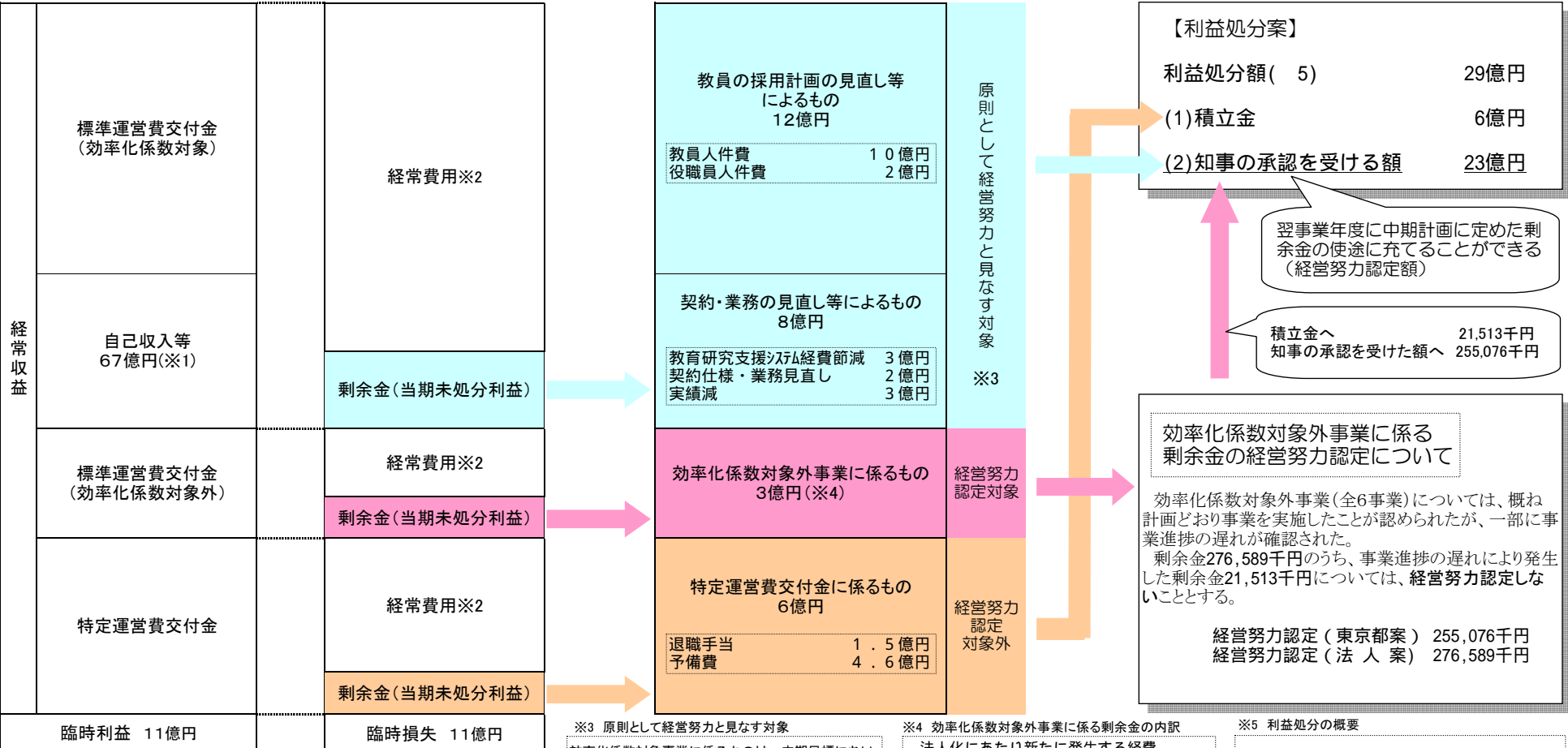
経常収益	214億円	経常費用	185億円
臨時利益	11億円	臨時損失	11億円
合計	225億円	当期末処分利益	29億円
		合計	225億円

剰余金の発生要因

剰余金	29億円
-----	------

利益処分(東京都案)

知事の承認を受ける額	23億円
------------	------



※1 自己収入等の内訳

授業料等収益	51億円
受託研究等収益	6億円
資産見返負債戻入	9億円
雑益等	1億円

※2 経常費用の内訳

業務費	161億円
一般管理費	24億円

※3 原則として経営努力と見なす対象

効率化係数対象事業に係るものは、中期目標において、経営効率化等による年2.5%の経費削減を科すこととし、それを前提に交付金を措置していることから、原則として経営努力によるものと見なす。また、自己収入等によるものは、地方独法会計基準に基づき、経営努力と見なす。

※4 効率化係数対象外事業に係る剰余金の内訳

法人化にあたり新たに発生する経費	1.5億円
産業技術大学院大学の開設	0.6億円
新しいアジア交流事業の展開	0.2億円
産学公連携センターの運営	0.3億円
その他	0.2億円

※5 利益処分の概要

地方独立行政法人法第40条第3項にもとづき、地方独立行政法人は、当該事業年度に剰余金が発生した場合には、設立団体の長の承認を受けて、その額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使途に充てることのできる。

利益処分（東京都案）

（単位：円）

当期末処分利益			2,953,461,051
当期総利益		2,953,461,051	
利益処分類			
積立金		634,460,999	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長が承認する額			
効率化推進積立金	620,000,000		
教育研究の質の向上及び組織運営の 改善目的積立金	<u>1,699,000,052</u>	<u>2,319,000,052</u>	<u>2,953,461,051</u>

【参考】 公立大学法人首都大学東京から東京都に提出された利益処分（案）

（単位：円）

当期末処分利益			2,953,461,051
当期総利益		2,953,461,051	
利益処分類			
積立金		612,948,113	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けようとする額			
効率化推進積立金	620,000,000		
教育研究の質の向上及び組織運営の 改善目的積立金	<u>1,720,512,938</u>	<u>2,340,512,938</u>	<u>2,953,461,051</u>